

改正 平成31年3月13日 原規規発第1903133号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月13日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの一部改正について

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、平成31年4月2日から施行する。

(別添)

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（原規技発第 13061920 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="344 368 934 400">発電用原子炉施設の工事計画に係る<u>手続</u>ガイド</p> <p data-bbox="170 464 555 496">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="192 512 1115 783">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る<u>手続</u>の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 8 条から第 14 条までに基づく工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="237 799 286 831">(略)</p> <p data-bbox="192 847 1115 975">なお、工事の計画に関する<u>手続</u>に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="170 1038 696 1070">2. 工事の計画の認可及び届出<u>手続</u>の範囲</p> <p data-bbox="192 1086 1115 1262">認可<u>手続</u>の範囲については規則第 8 条第 1 項第 1 号の規定により規則別表第 1 の中欄で、届出<u>手続</u>の範囲については規則第 11 条第 1 項の規定により同表の下欄で定められている。さらに規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定されている制限工事についても認可<u>手続</u>を要するものとされている。</p> <p data-bbox="192 1278 1115 1501">規則別表第 1 では、工事の種類ごとに<u>手続</u>の範囲を規定している。対象となる設備及び機器は、規則第 9 条第 1 項第 2 号又は第 12 条第 1 項第 2 号で規定されている工事計画に記載しなければならない事項として規則第 9 条第 2 項又は第 12 条第 2 項で規定されている規則別表第 2 の中欄で定められているものと対応している。本規程では、規則別表第 1 に規定</p>	<p data-bbox="1305 368 1895 400">発電用原子炉施設の工事計画に係る<u>手続き</u>ガイド</p> <p data-bbox="1146 464 1532 496">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="1169 512 2092 783">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る<u>手続き</u>の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 8 条から第 14 条までに基づく工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1214 799 1263 831">(略)</p> <p data-bbox="1169 847 2092 975">なお、工事の計画に関する<u>手続き</u>に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="1146 1038 1695 1070">2. 工事の計画の認可及び届出<u>手続き</u>の範囲</p> <p data-bbox="1169 1086 2092 1310">認可<u>手続き</u>の範囲については規則第 8 条第 1 項第 1 号の規定により規則別表第 1 の中欄で、届出<u>手続き</u>の範囲については規則第 11 条第 1 項の規定により同表の下欄で定められている。さらに規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定されている制限工事についても認可<u>手続き</u>を要するものとされている。</p> <p data-bbox="1169 1326 2092 1501">規則別表第 1 では、工事の種類ごとに<u>手続き</u>の範囲を規定している。対象となる設備及び機器は、規則第 9 条第 1 項第 2 号又は第 12 条第 1 項第 2 号で規定されている工事計画に記載しなければならない事項として規則第 9 条第 2 項又は第 12 条第 2 項で規定されている規則別表第 2 の中</p>

されている工事の種類に加え、規則別表第2に規定されている設備及び機器等の範囲（工事計画に記載すべき範囲）を示す。

(1) 工事の種類

(略)

1)・2) (略)

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があるれば、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対

欄で定められているものと対応している。本規程では、規則別表第1に規定されている工事の種類に加え、規則別表第2に規定されている設備及び機器等の範囲（工事計画に記載すべき範囲）を示す。

(1) 工事の種類

(略)

1)・2) (略)

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続きの範囲を規定している。

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があるれば、認可手続きが必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続きを工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届

象としている。

(略)

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

a. 取替工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を工事計画の手続の対象としている。

(略)

b. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続を行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続対象外となっていて、かつ

出の対象としている。

(略)

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続きの範囲を規定している。

a. 取替工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをいい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を工事計画の手続きの対象としている。

(略)

b. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続きを行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手続き対象外となっていて、

<p>要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。 (略)</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (略)</p> <p>(個別施設事項)</p> <p>G. (略)</p> <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備(加圧水型発電用原子炉施設に限る。)とする。 燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。 使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。なお、<u>使用済燃料貯蔵用容器のうち、設置許可基準規則第2条第2項第41号に定める兼用キャスクについては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。)第21条第2項の規定による容器の設計に</u>関す</p>	<p>かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。 (略)</p> <p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 (略)</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (略)</p> <p>(個別施設事項)</p> <p>G. (略)</p> <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備(加圧水型発電用原子炉施設に限る。)とする。 燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。 使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。 (略)</p>
--	--

る原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けている旨、供用を開始する前までに法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認（以下「容器承認」という。）を受ける旨並びに供用中は当該設計承認及び当該容器承認に係る使用する期間の更新等に必要な手続を継続して行う旨を記載することとする。

（略）

I. ～N. （略）

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) （略）

(2) 添付書類
（略）

1) ～19) （略）

20) 兼用キャスクにあっては、外運搬規則第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書

申請された兼用キャスクが設計承認を受けているものであることを、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第41条第2項第1号の設計承認番号を付すなどして説明すること

I. ～N. （略）

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続きについては、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) （略）

(2) 添付書類
（略）

1) ～19) （略）

（新設）

とする。

21) ~ 31) (略)

4. 工事の計画の変更等の手続
(略)

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法（昭和39年法律第170号）においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。）別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

なお、電気事業法においては並行して手続が必要であるとともに、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の環境法令に係る電気工作物に関する手続も存在し、保安命令別表第3及び別表第4だけでなく、保安命令別表第1及び別表第2にも含まれており、当該手続も電気事業法に基づき行う必要がある。

20) ~ 30) (略)

4. 工事の計画の変更等の手続
(略)

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法（昭和39年法律第170号）においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。）別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

なお、電気事業法においては並行して手続が必要であるとともに、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等の環境法令に係る電気工作物に関する手続も存在し、保安命令別表第3及び別表第4だけでなく、保安命令別表第1及び別表第2にも含まれており、当該手続も電気事業法に基づき行う必要がある。